

告 示

埼玉県告示第九百六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十七年八月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十七年七月二十七日

二 特定非営利活動法人の名称

（変更前） 特定非営利活動法人さやま・あすなる会

（変更後） 特定非営利活動法人住まいと暮らしの支援センター

三 代表者の氏名

野村 浩三

四 主たる事務所の所在地

埼玉県狭山市富士見二丁目二十三番三十六号

五 定款に記載された目的

（変更前） この法人は、クレジット・サラ金・ヤミ金・商工ローン問題を学習し、多重債務に陥った人への相談や、被害者の根絶のための諸活動を行うことを目的とする。

（変更後） この法人は、地域社会に住み、暮らす市民の視点から、その地域ごとに存在する問題の相談を行い、誰もが安全・安心・愛されるまちづくりに取り組むとともに、自主的な社会活動の推進に寄与することを目的とする。